

平成29年度第1回相談支援専門部会 議事概要

平成29年7月14日（金） 15時から
県庁南庁舎2階第1会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 部会長、副部会長の選出
- 5 議 題
 - (1) 報告事項
 - ①相談支援従事者研修の実施状況及び実施予定について
 - ②千葉県発達障害者支援地域協議会の設置について
 - ③第五次千葉県障害者計画の進捗状況について
 - (2) 審議事項
 - 第六次千葉県障害者計画の策定について
- 6 閉会

【概要】

〔あいさつ〕

（岡田障害福祉事業課長）

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度の組織改正により、昨年度までの障害福祉課が、主に障害者施策の企画等を推進する「障害者福祉推進課」と、障害者支援施設等におけるサービスの充実に支援する「障害福祉事業課」の2課に分かれました。

また、今年度は、平成30年度から平成32年度までの本県の障害者施策等の計画を定めた「第六次千葉県障害者計画」を策定することとなります。

各分野における協議等を行う専門部会については2課で分担し、相談支援専門部会は障害福祉事業課が所管することとなりますので、今後とも御支援と御協力をお願いいたします。

本日の会議では、相談支援従事者研修の平成28年度実施状況と平成29年度実施予定、発達障害者支援地域協議会の設置、第五次千葉県障害者計画の平成28年度における進捗状況について報告させていただいた後、第六次千葉県障害者計画の策定について提案させていただきますので、委員の皆様には、忌憚のない活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔委員紹介〕

〔部会長、副部会長の選出〕

寺田部会長、飯田副部会長の選出について了承

〔議題〕

(1) 報告事項

- ①相談支援従事者研修の実施状況及び実施予定について
- ②千葉県発達障害者支援地域協議会の設置について
- ③第五次千葉県障害者計画の進捗状況について
(事務局から資料Ⅰ、資料Ⅱ、資料Ⅲにより説明)

～質疑～

(飯田副部長)

福祉に携わる人が少なく、各事業所は人集めが大変な状況で、相談支援専門員も兼務しなければならない中で、研修の時間が増えていくことは、研修に出す方としてもますます大変になるという気がします。

(佐塚委員)

研修の内容は自身が受けたことがないのでわかりませんが、松戸市の相談支援専門員と関わる中で感じることは、計画の作成にあたって、最初に目標を設定し、次に日常生活のプランを入れていくわけですが、目標とそれが全然合っていないという人が何人もいます。

ケアマネジャーのように上の人が下の人を育てるという体制があまりないように感じますし、研修を何日間か受けるだけで資格が取れてしまうことに関して、今後どうしていくのでしょうか。

(寺田部長)

そういう方々もいますが、受けてしまえばそれで終わりではなくて、それを回避するために現任研修の仕組みを入れているわけです。

質をどう担保するかという問題はずっとつきまわっているところで、資格要件も実務経験は5年で試験制度になっていないということも課題だと思っています。

(佐塚委員)

自分の会社の例を挙げますと、相談支援専門員が2名いますが、ケアマネジャーによく教わるように言っています。

(寺田部長)

ただ、高齢者のケアマネと障害者のケアマネは基本的に考え方が違います。障害者のケアマネジメントはプランを作成することで終了ではなく、業務のほんの一部なんです。

サービスの利用申請者は相談支援事業所に仮のプランを作ってもらいます。具体的なサービスの種類や頻度や時間などは市町村が決定することになります。

仮の計画ですから、市町村が評価して決定するわけです。

ただ、市町村の窓口の担当者だけにもものすごい件数の妥当性を判断する責任を負わせていいのかという問題もあります。

そうしたことを解決するためにも、基幹相談支援センターなど地域の体制を作っていくことをここで考えていく必要があると思います。

(飯田副部長)

佐塚委員が言うように、確かにこれではだめじゃないのというプランを目にすることがありますが、そういうところをこの研修で取り組んでいくべきということだと思います。

(佐塚委員)

施設から5日間休ませて行かせることは大変なことだと思いますし、せつかくの5日間の研修が身になっていない人が多く感じられるので、何とかならないかと思います。

(飯田副部長)

研修の中身は国のマニュアルになりますが、千葉県版は微妙に変えてやっています。

ただ、やりきれない部分もありますので、基幹相談支援センターを設けて相談支援専門員の人材育成をやりなさいということになってきています。

市原市の場合も、相談支援専門員の連絡協議会が毎月のようにあって、そこに市町村の人が来てくれて、意見交換などを行っています。

国や県の研修ではでやりきれない部分を市町村単位で補っていくという仕組みに期待した方がいいと思います。

(寺田部長)

研修の受講者の資格は特に問わないのでその資質は千差万別です。自分の事業所でどんな制度に基づいて仕事をしているのかもわからない人もいます。そういう人たちに対して、スタートの計画書が作れるようになるよう、最低限、障害者の相談に親身になって対応できる相談支援専門員になってもらいたいという思いで苦勞しながら研修を実施しています。また、地域の自立支援協議会等が相談支援専門員を対象にした研修を実施することも少しずつ各地で行われています。例えば、松戸市も県の研修の他に実施してボトムアップを図ろうとしています。

(田中委員)

相談支援専門員と介護支援専門員が連携していくと、こうした話も出てくると思います。

障害の方では、まずその方のニーズは何なのか、それを解決するために必要であれば市町村が支給決定していくという流れになりますので、これからも連携していく上ではお互いに理解しあっていかなければならないことだと思います。

障害の方では、国が出してくる施策はほとんど大まかな枠組みを作ってきます。また、地方分権など別の施策と併せて考えていかないと全体を理解するのは難しいかもしれません。なので、現任研修の中ですべて完璧にやることは難しいわけで、自立支援協議会などの市町村レベルで自発的な努力が必要だと思います。

(寺田部長)

ちなみに、私が属している山武の自立支援協議会では、介護保険と障害の人たちと合同研修をもう何度も積み重ねており、お互いにサービスそのものも知らなかった、顔も見えなかったという状況が解消されつつあります。

各地域でも自立支援協議会が有効に運営されれば、少しずつ現場の状況は改善されていくものと思います。ぜひ、自立支援協議会の活性化に御尽力いただければと思います。

(2) 審議事項

第六次千葉県障害者計画の策定について
(事務局から資料1～9により説明)

～審議～

(寺田部会長)

骨子案について、このような課題の整理でよいか、付け加えるべきものなどについて御意見をいただければと思います。

(朝比奈委員)

骨子案整理表(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化の中に、「障害のある子供に係る相談については、手帳や診断名等に関わらず、障害の可能性が見込まれる児童のため」と、かなりふくらませて書いてあり、実際にそのような体制づくりが必要だろうと思いますが、県の総合計画の中でも、子どもの取り扱いは全く別建ての章になっていて、一般施策としての子どもの部分がどういう組み立てになっているかを意識しながらここで議論していく必要があると思います。

市川市でも障害福祉計画の策定が始まっていますが、子どもの部局とのすり合わせをどうするのか苦労していますので、県の方である程度枠組みを示していただくなり整理していく必要があると思います。

また、基本相談に関わる部分では、比較的障害が軽度で働いている人たちの相談についてはナカポツセンターが中心的な役割を担っていると思いますが、センターが業務量的に生活面までカバーできず拾えなくなったときに、基幹も含めて相談の方で拾ってほしいという話もあります。

そこで、就労に係る相談でどれくらいのボリュームを見込むのか、また、相談部会では優先順位を下げるのであれば就労部会で注文を付けていく必要があると思いますので、相談支援専門部会の固有の役割として、何を意識してあらかじめ分かったうえで議論に入った方がいいと思います。

(事務局)

一般の子どもとのすり合わせについては、あくまで障害の方で想定しているのは、例えば発達障害など早期の発見が重要であることから、手帳や診断名等に関わらずという記載になっています。

就労の関係ですが、相談支援の中で取り扱う部分もあろうかと思いますが、30年度には新たな就労支援のサービスもできることもありますし、比重的には就労の部会で取り扱っていただくのが適当ではないかと思っています。

(岡田課長)

補足ですが、手帳や診断名等に関わらずという部分は、県単独事業である療育支援事業により、手帳や診断を受けていない子どもでも県が委託した50余りの事業所で支援を受けられるようになっていることから、このような書き方になっています。

この事業をどうしていくのかは、療育支援専門部会で議論していくことになりますが、

相談部会に関しては非常に重なる部分があるので、相談の視点でどう本文に落とし込んでいくのかについては、この中でも話し合っていて、今後、療育部会との整合を図っていきたいと思います。

また、就労についても重なる部分がありますので、こちらでの議論を就労部会でも伝えながら進めていく必要があると思っています。

(寺田部会長)

現在の計画でも、基本分野は部会ごとに分けていますが、項目によっては重なって言及しているものもありますし、最終的には本部会等での調整を経て行ったような気がします。その前提として、この部会なりの考え方を議論しなければいけないと思います。

(田中委員)

障害児等療育支援事業は、ボーダーラインのお子さんにとっては非常に有用な社会資源だと思います。ただ、契約が個人ではなく施設なので、どうやって使っていくのかは少し考えていかなければならない。でも、むしろ積極的にケアマネジメントの中で効果的に使っていくように考えていくべきだと思います。

朝比奈委員がおっしゃったすり合わせの部分は、私はもう少しパイを大きくして、例えば子育て世代包括支援センター、利用者支援事業など、そこでケアプランを作るという流れもできて、妊娠している段階からケアをしていくこということがもう行われていますので、そうしたところとシームレスに相談支援をしていくことを意識しながら考えていくべきだと思います。

また、地域共生型社会の推進については、ここでは載っていませんが、もう来年から施行するとなったときにどうするのか。その対応の中の一つとして、包括相談という概念が出てきていると思います。相談とは何かというと、私は、社会資源のコーディネーターとニーズの抽出だと思います。ですから、我がこと丸ごととして介護保険と障害や児童の施策が連携し、利用者支援専門員と相談支援専門員と介護支援専門員が連携していくことになったら、相談支援のエッセンスとしてニーズの抽出はあらゆる相談支援の共通言語になると思います。そうした観点から、研修なり相談支援専門員の育成や質の担保に向けた働きかけの中で考えていくべきだと思います。

(朝比奈委員)

障害児というくりにこだわってはいまもうどうにもならないと思いますので、一般の子どもに枠組みを広げて考えざるを得ない、現役世代についても、障害の側がしっかりと地域の中に一定の役割を持っていくという覚悟をもって、仕組み作りに関与していかないと、子どもに関わらず障害の疑いのある生活のしずらさを抱えた方は膨大に存在していて、障害福祉施策に繋がっていないところで生活困窮者という形になって現れてきているわけですから、地域共生社会の構想の中でも、基幹がどういう役割になっていくのか、しっかり意識をもって表明していく必要があると思います。

この3年間でどうにかなる話ではないと思いますが、しかり見据えていく必要があると思います。

(伊藤委員)

骨子案の中分類について、地域における相談支援体制の充実、相談支援従事者の研修の充実に続いて、障害のある子どものことが書かれていることに違和感があります。

谷間の課題を埋めていく、手帳があるかないか、介護と医療の谷間とか、障害福祉の制度の中に入らない人たちに目を向けていくとか、社会資源に関しても、障害福祉のサービスだけではないところに向けていくという感じに書いていくといいかなと思います。

(寺田部会長)

皆さんの議論を聞いていると、根本的に大切なところで、この計画の対象をどう捉えるのかということのようです。

相談支援体制は、今まさに総合相談、包括相談の体制に入っている状況がはっきり見える中で、この計画の最終目標をどう組み込んでいくのか、県内ではすでに鴨川市などは総合相談体制をとっていますが、そうしたことも念頭に置きながら、最終的には総合相談、包括相談、地域共生社会の実現というような文言まで含めた相談体制を考えるとというような気がします。

(岡田課長)

障害のある人に限定した相談支援だけではなく、広く関わっていかなければならない状況になっている中で、障害者の計画ということで、その範囲に収めるというのが一つの考え方ですが、幅広い相談を受けた中で障害者の対応はあると思うので、やはり相談というのは窓口がかなり広くなると思います。

(寺田部会長)

そうすると、それに従事できる人材がとれだけいるのかという話になるわけで、だからこそ、基幹センターや地域拠点事業に対応できる人材を確保するために、主任相談員など何重にも重ねた研修制度を作ろうとしているんですね。

(飯田副部会長)

最近、医ケアの必要な障害児を地域に出していくにあたって、障害福祉サービスをつけてチームで支えていく、そのためには相談支援専門員がそこに入っていくことが、医療や看護の分野では相当期待されていますが、実際そこまでできるのか、今回そこまで広い分野まで考え切れるのかなと思います。

(寺田部会長)

こんなことを念頭に置きながらこの話ですよ、ぐらいのところではないかと思います。それを示さないことには、この計画がどこを向いているのかを示せないと思います。

(小川委員)

やはり、子どもや障害がなくても相談に来る方もたくさんいて、私たちがやっている相談の基本がそこで生かされたりしているので、そこは念頭に置きつつ計画をしっかりと進めていった方がいいと思います。

(寺田部会長)

現実には、障害の事業所で相談を受け、エネルギーと時間を使ったけど、結局プランの作成には至らなかったということもいっぱいあるわけで、まさに谷間、それに対応する

ことも今は求められている状況なのかなと思います。ですから、そこも少し触れていかないと相談体制としては狭い、いたずらに広くするものではありませんが。

(岸委員)

福祉関係者の中でも、刑務所の中に障害者がたくさんいることを知らないです。助けがなければ一人では生活を立て直せない方が出所しても、屋根があつて、食べ物があつて、相談できる人の所へ戻ろうと、そしてまた刑務所に戻っているんですね。社会の中で一番底辺にいる障害者の人たちが、福祉関係者の目の届かない所において、その方たちが出てきて、施設等を利用するため計画相談をお願いするときに、相談支援事業所に断られることがあります。そうすると、やっていただける相談支援専門員に集中してしまい、受入れ先の施設が多い地域の相談支援事業所をお願いするので、力をつけていく相談支援専門員はいても、全然関わったことがない人はやはり、やったことがない、刑務所から出てきた人が怖いということになってしまう。

発達障害、行動障害の人もたくさんいますが、福祉施設ではない所で処遇を受けているので、ダメな自分と向き合って凝り固まってしまう、二次障害のように発症して出てくる人もいます。その人たちの成育歴をたどると、DVやネグレクト、虐待の被害者だったり、生活困窮を抱えていたり、最後の果てが刑務所という感じにもなっています。いろいろ複合的な問題を抱えた人たちが、福祉でない所で処遇を受けているという問題を相談にのる人たちにも知っていただきたい。専門コース別で触法の研修をやっていいますが、たった1日ではこんな人がいるんだで終わってしまい、刑務所から相談支援事業所に相談が来た時にびっくりしてすぐに定着センターに話が来てしまいます。やはり地域で一旦は受け入れていただきたいし、基幹相談支援センターにも力をつけて、地域の課題として取り組んでいただきたい。

また、高齢者の方たちもよく調べると、特殊教育を受けていたり、知的なハンディキャップがあつた人が多く、今さら療育手帳も取れない、親族などもないという人がいます。

(寺田部会長)

相談支援体制の充実、従事者の研修、そして、障害のある子どもについて、この中分類でいいのかという所へ戻らせていただきます。

(伊藤委員)

相談支援従事者の質の向上について、スペシャリストとジェネラリストと両方必要になってきていると思いますが、全部ができる相談員は理想だと思いますが難しいので、その方向性はどうか考えていったらいいでしょうか。

(田中委員)

質の向上はニーズをいかに抽出するかだと思います。ニーズの抽出には、要求に対して一方で見立てをしっかりと持ち合わせていくことが相談支援の質の向上とか担保には必要だと思います。ただこの見立てを持つというところで高い専門性が求められるわけで、相談支援専門員さんの皆さんに等しくそういう専門性があるかというところではない。したがってそこをアドバイスする機能を基幹相談支援センターが持つことはと

でも大切だと思います。すべての相談支援専門員が岸さんのようなスペシャリストではなくても、今いるケアマネージャーと岸さんがどう繋がって的確にアドバイスを受けられるか、そしてしっかりと見立てを持ってケアマネジメントに当たってゆくことができるか、それが重要だと思います。なので、そういうことも基幹相談支援センターに絡めた議論の中でもう少ししていく必要があると思います。

(寺田部会長)

相談支援にとって大切なことは、もう少し議論を深めていかなければならないと思います。時間が無くなってきましたので、事務局からお願いします。

(事務局)

活発な議論をいただきありがとうございます。

資料9で示している大分類は、現在パブリックコメントを実施している県総合計画案の記載になります。そこから導き出してくる主要な中分類の骨格はこの3つにならざるを得ないと考えています。今後、現状、課題及び取組の方向性の原案を専門部会の中で練っていただくわけですが、骨格なので主要な部分しか記載していません。本日、御意見をいただいた、総合相談支援体制や共生社会の実現に向けた取り組み等も、今後、原案作成の中で骨格の谷間を埋めるような事項を盛り込んでいければと思います。

本日これだけの時間では議論がしつくせないと思いますので、今後、メール等で皆さんに御意見を照会させていただき、次回には皆さんの御意見を集約した形で原案を作っていければと思います。本日の部会においては、方向性の骨格はこのような形で進めていくことで御理解をいただければと思います。

(寺田部会長)

今日は、総合計画案をもとにしたたたき台が示されたという理解でよろしいですか。

ぜひ皆さんメール等で御意見をお寄せいただければと思います。ただ、それぞれ勝手な視点で延々と文章を書きますと、それをどこにどう入れるのか悩ましいことになりますので、中分類がこうだから方向性はこうとか、せめてそんな書きぶりをしていただければと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

(事務局)

寺田部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、長時間にわたり御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

次回の専門部会ですが、本日皆様からいただきました御意見等を踏まえて第六次計画に係る部会の担当分野の原案について御審議をいただきたいと考えております。

ついては、原案作成にあたり考慮すべき事項や盛り込むべき事項について、別途メールで照会をさせていただきますので御協力をお願いいたします。

次回の開催時期は10月頃を考えておりますが、別途調整をさせていただきます。今後とも御助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、相談支援専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。